

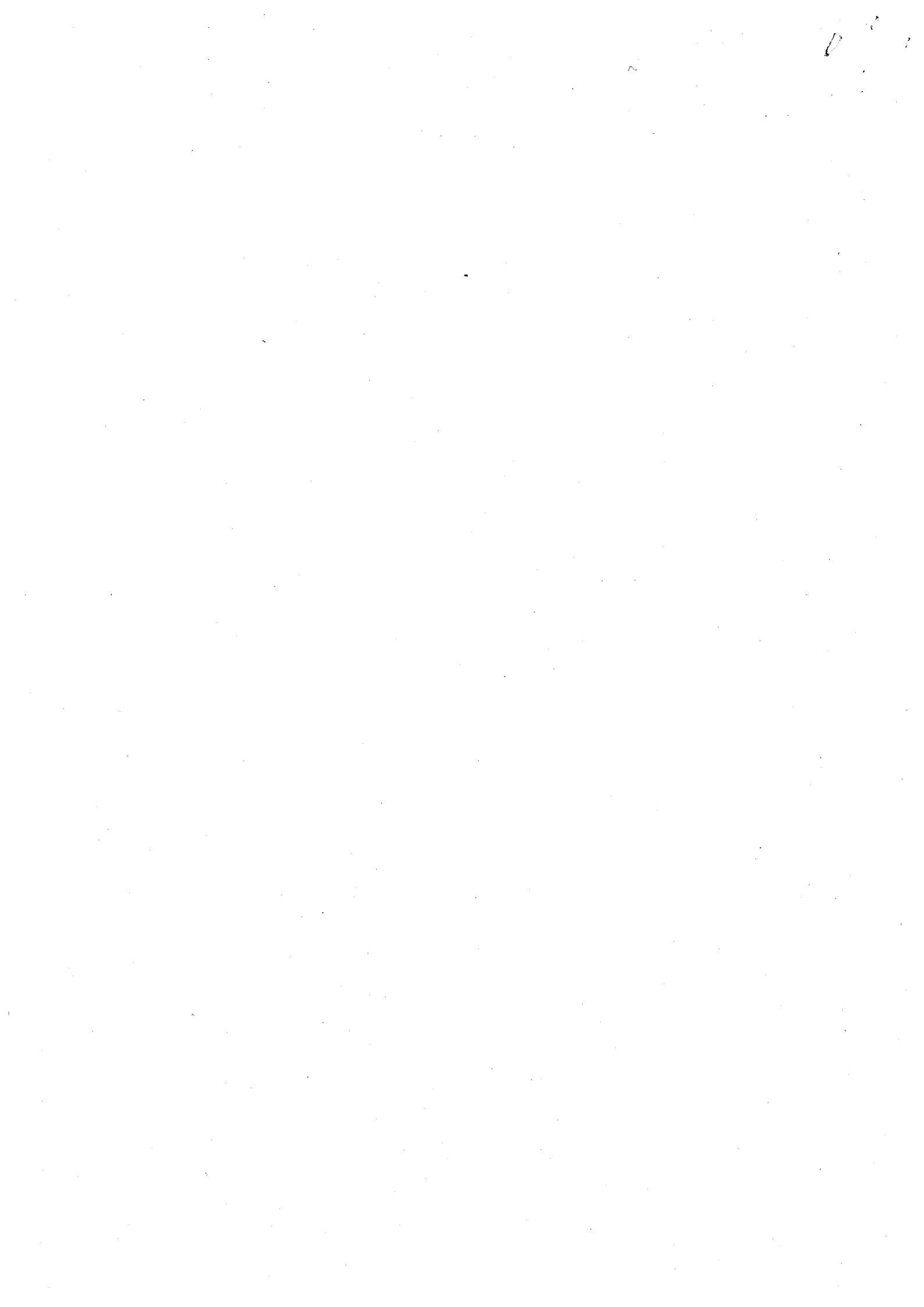
所管事項調査に関する資料

目次

1 総合事務所職名及び正規職員数(地域整備部門)……	1 ページ
2 所管事務の現況等	
(1) 本庁と総合事務所の業務分担 ……	2 ページ
(2) 道路事業の概要 ……	3 ～ 6 ページ
(3) 河川事業の概要 ……	7 ～ 9 ページ
(4) 公園事業の概要 ……	10 ～ 12 ページ
(5) 斜面市街地再生事業等の概要 ……	13 ページ
3 事務の適正な執行に係る研修・取組み ……	14 ページ

中央総合事務所
東総合事務所
南総合事務所
北総合事務所

平成30年6月



1 総合事務所職名及び正規職員数(地域整備部門)

(平成30年4月1日)

中央総合事務所 (97名)	所長 柴原 慎一 理事(地域整備担当) 森尾 宣紀			
課名	職名	氏名	職名	氏名
地域整備1課 (68名)	課長 課長補佐	川原 直樹 菊川 雅直	管理1係長 整備1係長 整備2係長 係長(北部現場事務所) 係長(東部現場事務所)	山口 賢太郎 古賀 滝彦 浦川 隆 木下 誠 山口 進
地域整備2課 (27名)	課長	田畑 徳明	管理2係長 整備3係長 整備4係長 整備5係長	宮上 佳顕 小川 哲也 原 宏一 森川 哲次

東総合事務所 (8名)	所長 山口 太			
課名	職名	氏名	職名	氏名
地域整備課 (7名)	課長	河本 統一	係長	田中 和弘

南総合事務所 (12名)	所長 松尾 一嗣			
課名	職名	氏名	職名	氏名
地域整備課 (11名)	課長	宮崎 勝則	管理係長 整備係長	寺田 仁 中村 毅

北総合事務所 (13名)	所長 上野 美也子			
課名	職名	氏名	職名	氏名
地域整備課 (12名)	課長	伊東 一夫	管理係長 整備係長	渡邊 弘文 金子 浩二

2 所管事務の現況等

(1) 本庁と総合事務所の業務分担

公の施設

区分	本庁	総合事務所
計画の策定	全て	なし
新設・改良 全面改修	<p>【補助幹線道路・総合公園及び運動公園】 (補助幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江平浜平線 ・中川鳴滝3号線 ・虹が丘町西町1号線 ・相川町四杖町1号線 ・清水町白鳥町1号線 ・土井首町磯道町線 ・川上町出雲線 ・大橋町赤迫1号線 等 <p>(総合公園及び運動公園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲佐山公園 スロープカー整備 ・金比羅公園 園路整備 	<p>【地域の道路・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助幹線道路以外の道路 <p>・総合公園及び運動公園以外の公園</p>
部分改修・ 維持管理	<p>広域で市民が利用する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営駐車場 ・茂木港船客待合所 	<p>【道路・公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道及び里道 ・総合公園、運動公園、街区公園、その他の公園 <p>【地域利用施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船客待合所(伊王島・高島・池島) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅(指定管理者制度導入施設以外)

(2) 道路事業の概要

ア 道路新設改良事業

車両通行の安全性や快適性の向上を図るため、国庫補助を活用し、損傷の著しい車道等の整備を行っている。

- ・新市庁舎周辺道路（中央総合事務所）
- ・矢上町現川町線（東総合事務所）
- ・平山町平山台1号線（南総合事務所）

イ 道路構造物等補強

バス路線や迂回路のない道路等の長寿命化及び災害防止の観点から、橋梁やトンネル等の点検と緊急性を勘案した補修・補強を実施している。

また、橋梁やトンネル等の道路構造物について、法に規定された5年に1回の定期点検を行っている。

区分	事業内容
中央総合事務所	定期点検：136箇所 橋梁詳細設計：矢の平13号線（上の川橋）ほか4橋 橋補修工事：小江原春木町線（皿焼2号橋）ほか9橋
東総合事務所	定期点検：2箇所 橋梁詳細設計：古賀町多良見町2号線（六本道橋） 橋補修工事：松原町2号線（松原町1号橋）ほか3橋
南総合事務所	定期点検：42箇所 橋梁詳細設計：江川町深堀町1号線（江川橋）ほか2橋 橋補修工事：宮崎町14号線（岡野橋）ほか1橋
北総合事務所	定期点検：6箇所 橋梁詳細設計：神浦下道德町神浦口福町1号線（モタリ川内橋）
合計	点検 186箇所 設計 10橋 工事 16橋

ウ 景観まちづくり刷新事業（中央総合事務所）

観光地周辺及び周遊ルートの魅力的な空間づくり等による観光都市の魅力向上と交流人口の拡大を図るため、国の補助を活用し、舗装の美装化を行っている。

路線名	周辺の観光地	事業内容
本石灰町1号線ほか3線	銅座界限	舗装美装化
出来大工町桶屋町線	中島川界限	
浜町伊勢町線	寺町通り	

エ 地方道路等整備事業

緊急に整備を要する市道の舗装や側溝改良を進めるとともに、道路パトロールの充実や住民との連携を図りながら破損箇所や危険箇所の早期改修を行っている。

区分	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	三ツ山町1号線ほか29箇所	測量設計等 改良工事 支障物件移設補償等
東総合事務所	矢上町現川町線ほか11箇所	測量設計等 改良工事 支障物件移設補償等
南総合事務所	香焼町3号線ほか4箇所	測量設計等 改良工事 支障物件移設補償等
北総合事務所	琴海大平町41号線ほか4箇所	測量設計等 改良工事 支障物件移設補償等

オ 道路リフレッシュ事業

合併地域において、安全・安心な暮らしの実現及び生活に密着した生活環境の改善を図るため、緊急性・安全性を勘案した市道の改良を行っている。

区分	施行箇所	事業内容
南総合事務所	香焼町1号線ほか8路線	道路舗装、道路改良
北総合事務所	琴海戸根町1号線ほか3路線	道路改良、道路舗装

カ 合併地区道路等整備事業

合併特例債を活用し、交通の円滑化と安全性の向上等を図ることを目的に、生活関連道路の拡幅改良等を行っている。

区分	施行箇所	事業内容
南総合事務所	蚊焼町1号線	用地買収、測量設計
	蚊焼町川原町1号線	道路改良、用地買収、建物補償、分筆登記
	為石地区道路	概略設計
北総合事務所	江保崎線（琴海大橋）	周辺復旧
	西海町128号線	工作物補償

キ. 辺地対策事業（北総合事務所）

辺地対策事業債を活用し、交通の円滑化と安全性の向上等を図ることを目的に、辺地地域における生活関連道路の拡幅改良を行っている。

路線名	全体計画	事業期間	事業内容
西海町64号線	L=800m	H27~H30	工事 L=350m 用地取得 1式
形上岳線	L=1,200m	H27~H33	工事 L=50m 用地測量・分筆登記 1式 用地取得 1式、立木補償 1式

ク 過疎対策事業（南総合事務所）

過疎対策事業債を活用し、交通の円滑化と安全性の向上等を図ることを目的に、過疎地域における生活関連道路の拡幅改良を行っている。

路線名	全体計画	事業期間	事業内容
伊王島循環線	L=1,070m	H16~H32	鑑定手数料 1式 委託料 1式
高浜本線	L=280m	H27~H31	県工事費負担金 1式

ケ 生活道路環境改善（各総合事務所）

平成30年4月1日現在、市内には市道が6,343路線（実延長1,882,675m）あり、その維持管理については、常に道路を安全で良好な状態に保つことを基本に、直営及び請負にて整備を行っている。

また、市民生活に密着した公共性のある里道・私道などについては、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した箇所について、直営（北部・東部現場事務所）及び請負での工事や材料の支給を行い、道路環境の改善を図っている。

なお、階段道路等で段差部分に塗装している白ペンキは、自治会からの要望に基づき支給し、安全歩行の確保を図っている。

市道及び里道等の維持補修状況

平成30年3月末現在

年度	市道の維持補修			里道等の維持補修			全体(市道・里道等)		
	要望 件数	実施 件数	実施 割合	要望 件数	実施 件数	実施 割合	要望 件数	実施 件数	実施 割合
25	5,012	4,679	93%	1,396	1,281	92%	6,408	5,960	93%
26	6,426	6,208	97%	1,527	1,272	83%	7,953	7,480	94%
27	7,338	6,848	93%	2,662	2,075	78%	10,000	8,923	89%
28	6,645	6,052	91%	2,514	1,973	78%	9,159	8,025	88%
29	6,287	5,799	92%	2,208	1,498	68%	8,495	7,297	86%

コ 私道整備助成事業（中央総合事務所）

既に生活道路として使用されている私道を特例的に救済することを目的に、市道に認定するために必要となる整備事業を実施する私道の管理者等に対し、私道整備助成金として対象事業費の90%を助成している。

サ 交通安全施設整備事業（各総合事務所）

交通事故の防止と交通環境の安全性の向上のため、交通事故が多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路について、計画的に交通環境の改善を進めている。

- ・ 歩道の新設改良
- ・ 道路反射鏡設置
- ・ 防護柵設置
- ・ 視線誘導標設置
- ・ 区画線設置
- ・ 路側帯のカラー化 等

シ 自然災害防止事業

長崎市地域防災計画に道路危険予想箇所として位置づけられている434路線において、主に道路法面の災害発生を未然に防止するための工事を実施している。

区分	施行箇所	事業内容
東総合事務所	古賀町線	法面防護
南総合事務所	香焼町3号線ほか6路線	法面改良、法面防護
北総合事務所	西出津町東出津町1号線ほか1路線	護岸嵩上、法面改良

(3) 河川事業の概要

ア 河川等整備事業

緊急に整備を要する河川において、災害の発生予防や災害の拡大防止を目的に、河川の改良工事を実施している。

区分	河川名	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	上浦川	柿泊町	浚渫工事
	銅座川	油屋町	建物解体、建物補償
東総合事務所	戸石川	戸石町	浚渫工事
南総合事務所	たごう 田郷川	高浜町	護岸改良
	ふうばき 風破木川	高浜町	護岸改良
	高浜出口川	南越町	護岸改良
北総合事務所	おおご 大子川	琴海形上町	浚渫工事

イ 自然災害防止事業（河川）

長崎市地域防災計画に位置づけられている災害危険のある河川において、災害の発生予防や災害の拡大防止を目的に、工事を実施している。

区分	河川名	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	茂木 ^{こうびら} 川平川	茂木町	護岸改良
東総合事務所	戸石川	川内町	護岸改良
南総合事務所	きゅうら 久良川ほか2河川	布巻町ほか	護床工、護岸改良
北総合事務所	おおご 大子川ほか2河川	琴海形上町ほか	護岸改良

ウ 自然災害防止事業（急傾斜）

(ア) 急傾斜地崩壊対策事業の基本的な考え方

- 平成15年に調査した急傾斜地崩壊危険箇所1,289箇所のうち、急傾斜地崩壊対策事業の対象となる1,017箇所について、地域からの申請を受けた箇所から整備を進めている。
- 個人の所有地での施工となるため、地域からの申請に基づき実施する。なお、申請に際しては、土地の寄附等の同意書が必要であり、市施行の場合は、地

元負担も必要である。

- ・同意書の取得においては、所在不明者や相続者の調査は市が行い、地元負担には限度額を設けるなど、地元負担の軽減に努めている。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域の事業採択基準

区 分	市施行	県施行	
		通常時	緊急災害発生後
斜面の勾配	30度以上		
斜面の高さ	5m以上	10m以上	10m以上 人家被害5m以上
被災の恐れのある人家	5戸以上	10戸以上	5戸以上
斜面の種類	自然斜面	自然斜面	自然斜面
事業費	—	7,000万円以上	1,500万円以上
その他の条件	移転適地が無いこと		
負担割合	県 : 50% 市 : 50%-地元負担額 地元 : 5%または上限額の いずれか低い額 (上限額 : 75万円+ 1万円×施工延長)	国 : 40~47.5% 県 : 40~47.5% 市 : 5~ 20%	

(ウ) 現在の市施行箇所の概要

(平成30年4月1日現在)

区分	地区名	全体計画	事業期間(予定)
中央	三川(8)地区	L=35m	H28~H31
	戸町3丁目屋敷迫地区	L=9m	H29~H31
	滑石5丁目地区	L=95m	H29~H34
	田上(6)地区	L=45m	H29~H33
	御船蔵(4)地区	L=45m	H29~H31
	三川(1.6)地区	L=32m	H30~H34
東	東町地区	L=90m	H29~H33
	平間(2)地区	L=30m	H29~H33
	古賀(1)地区	L=45m	H27~H32
南	塩町地区	L=60m	H27~H33
	深堀町4丁目地区	L=18m	H30~H34
	深堀5丁目(1)地区	L=90m	H30~H35

(工) 現在の県施行箇所の概要

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

箇所名	全体計画	事業期間(予定)
多以良(4)地区	L=188m	H27~H33
滑石3丁目(4)地区	L=260m	H27~H32
若竹(4)地区	L=120m	H29~H35
片淵3丁目地区	L=130m	H26~H31
川平(1)地区	L=90m	H29~H33
三川(3)地区	L=150m	H19~H32
田中(2)地区	L=150m	H21~H33
三川上ノ角地区	L=90m	H24~H30
けやき台地区	L=159m	H25~H30
赤迫(2)地区	L=158m	H26~H32
大園(4)地区	L=190m	H29~H36
金堀(6)地区	L=80m	H29~H35
神ノ島地区	L=140m	H25~H32
大宮(3)地区	L=141m	H27~H32
西北(5)地区	L=50m	H29~H34
滑石3丁目(5)地区	L=100m	H29~H35

エ 都市下水路整備事業(中央総合事務所)**(ア) 都市下水路の整備**

雨水排水機能を向上させ災害を未然に防止し、水質の保全を図り水路周辺の環境の改善を目的に整備を行っている。

- ・岩原都市下水路の開渠化
- ・下の川都市下水路の環境整備

(4) 公園事業の概要

ア 【補助】公園等施設整備事業

- ・国の社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）を活用し、都市公園において、長寿命化計画に基づく老朽化した施設の改築、更新を行い、市民が安全・快適に過ごせる公園環境を整える。また、健康遊具とウォーキングを組み合わせ運動することで、高齢者が長く元気で暮らせる健康づくりのため、バリアフリー化と併せた健康遊具等の設置を行う。
- ・国の原爆死没者慰霊等事業を活用し、被爆75周年を前に平和公園において、平和祈念像を長期的に管理するため、劣化している塗装等の補修を行う。

区分	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	立山公園、平和公園	整備工事
南総合事務所	香焼総合公園、元宮公園	整備工事

イ 景観まちづくり刷新事業（中央総合事務所）

- ・国の景観まちづくり刷新支援事業を活用し、被爆75周年を前に平和公園において、トイレの改修等を行い、公園利用者の利便性向上と観光都市長崎の魅力向上を図る。

ウ 総合運動公園施設整備事業（中央総合事務所）

- ・長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場において、老朽化したフィールド内の電源・通信盤及び配線の交換と陸上競技場周辺の園路改修を行うことで、公園利用者の利便性を図る。

エ 公園施設整備事業

- ・小江原台近隣公園ほか既設公園において、老朽化した施設の改修や施設復旧等を行い、安全で快適に利用できる公園環境を確保するとともに、公園便所灯のLED化により環境に配慮した施設整備を行う。
- ・九州横断自動車道の4車線化事業を促進するため、地元から要望等があった公園の整備を行うもの。
- ・被爆75周年を前に平和公園において、劣化した平和の泉噴水用ポンプ設備の取替えを行う。

区 分	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	魚の町公園 小江原台近隣公園、平和公園 長崎公園、中町公園	測量設計 整備工事
東総合事務所	(仮称) 芒塚公園、長崎東公園 平間町公園、東町公園	整備工事
南総合事務所	野母崎総合運動公園 元宮公園	整備工事

オ 公園再整備事業

- ・開設後 20 年を経過した公園について、施設の老朽化により劣化、損傷した箇所等を再整備することにより、公園利用者の利便性の向上と安全性を確保する。

区 分	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	立山公園、十人町公園	整備工事
東総合事務所	網場公園	整備工事
南総合事務所	伊王島中央児童公園 末石公園	整備工事
北総合事務所	畝刈第 1 公園、三重公園	整備工事

カ 公園便所整備事業

- ・公園便所の新設を行い、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、現在男女兼用の便所を設置している場所において、女性専用便所の増設を行うことで、安全性の確保と快適性の向上を図る。

区 分	施行箇所	事業内容
中央総合事務所	小ヶ倉公園(新設)、中園公園、 西山台南公園、丸尾公園、	新設・増設工事
北総合事務所	三京中央公園	増設工事

キ 公園灯整備事業(中央総合事務所)

- ・公園に設置している公園灯の多くは水銀灯を使用しているが、水銀に関する水俣条約(平成 25 年 10 月)により平成 32 年までに製造中止が予定されている。このため、既存施設の照明においても LED 化への転換が進められている中、公園灯についても LED 化を図り、新たな光源への転換対応と維持管理費の削減を行う。

ク 花のあるまちづくり事業

- ・安らぎと潤いのある生活環境の創造と魅力的な観光都市づくりをめざし、年間を通して楽しめる四季折々の花を、市街地の主要な観光ルート等の道路花壇に植栽している。
- ・自治会等のボランティア団体と協働し、地域の道路花壇や公園花壇等の公共空間へ植栽し、地域の環境美化を図っている。

(5) 斜面市街地再生事業等の概要（計画を除く）

ア 斜面市街地再生事業

斜面市街地の内、建物の老朽化や密集度が高い8地区において、居住環境改善と防災性向上を図る基盤整備を行う。

地区名	整備地区	事業期間 (予定)
①十善寺地区	6.9 ha	H7～H26
②江平地区	10.3 ha	H9～H27
③稲佐・朝日地区	9.4 ha	H10～H33
④北大浦地区	11.4 ha	H12～H27
⑤南大浦地区	11.1 ha	H12～H31
⑥水の浦地区	8.1 ha	H13～H30
⑦岩瀬道・立神地区	4.0 ha	H13～H28
⑧立山地区	5.9 ha	H15～H31
8地区合計	67.1 ha	

イ 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷の歴史的価値を顕在化し、住環境の改善やまち歩き型の観光拠点として整備する。

(ア) 基盤整備

- ・平成 13～20 年度 四隅モニュメント、回遊路、天后堂前広場等
- ・平成 25 年度 誘導門、蔵の資料館
- ・平成 26 年度 大門、まちづくり情報センター
- ・平成 31 年度 土神堂前広場（予定）

(イ) まちなみ整備助成

新地町稲田町線及び唐人屋敷中通りの沿道の建築物等の所有者が行う新築や改修のうち唐人屋敷のまちなみ整備に寄与する修景行為について、経費の一部を助成する支援をおこなっている。

3 事務の適正な執行に係る研修・取組み

(1) 研修・取組み

平成29年10月以降、各総合事務所の地域整備部門の連絡調整会議において、監査の指摘事項や設計変更時の変更理由の統一化などの情報共有を行い、適正な事務の執行に努めている。また、特定の問題事象が発生した時に、その事案を含めた研修を行っている。

(2) 研修方法

ア 地域整備部門の連絡調整会議

イ 問題事象に伴う中央総合事務所理事及び中央総合事務所総務課長による研修

(3) 研修対象、実施時期

ア 課長レベル、担当者レベルの会議を月1回開催

イ 総合事務所の全土木技術職員を対象に、平成29年11月及び平成30年5月、それぞれ4回に分けて実施

(4) 主な研修・取組みの内容

- ・ ミスの事例討議・再発防止に向けた意識の醸成
- ・ 法令、財務事務等の業務の基本的事項に関する研修の実施
- ・ 設計図書の作成や設計変更事務の適正化
- ・ 過去の監査による指摘事項や安全ポケットブックを用いた安全管理の徹底
- ・ 過去の過失事例を題材とした情報共有、原因対応策分析、意見交換、集約などの実施による再発防止に向けた取組み（予算（繰越明許費補正）に係る事例）
- ・ スケジュール管理、情報共有、報告、連絡、相談などの徹底